**令和７年度 会計実地検査について**

会計局では、新公会計も含めた「総合検査」等を実施し、より正確で確実な会計事務の確保に

努めます。

**会 計 指 導 課**

**検査・指導第一、第二グループ**

* **「特別検査」の内容**

１　金庫内の点検

２　協議会関係

　３　会計事務全般にわたる情報・意見交換

※重点項目

　①現金・郵券類等の保管は適正に行われているか。

②府が事務局を担当する協議会等の出入金の出納等が適正に行われているか。

* **手法**；抜打ち
* **対象**；全職場 （支所、分室等含む。警察を除く）
* **「総合検査」の内容**

【検査項目】

　１　収入・債権関係（歳入全般、直接収納、債権管理）

　２　支出関係（歳出全般、契約方法、支出負担行為の事務手続、支出方法、検査等）

３　会計職員・資金前渡職員等任免手続

４　出納員、会計員等へのヒアリング

※重点項目

　①経費支出伺が適切な時期に行われているか。

　②現金の保管・管理が適正に行われているか。

　③調定額の確認、履行の確認、支出命令及び支出審査が確実に行われているか。

　④適正な価格検証が行われているか。また、契約の手続に不備はないか。

　⑤小口支払基金の執行状況に問題はないか。

⑥事務処理の誤りや遅れによって、本来支払う必要のない手数料や延滞利息が発生していないか。

⑦源泉徴収すべき所得税を適正に徴収できているか。

⑧所属長による自己検査について、適正に実施しているか。

* **手法**；事前通知
* **対象**；全所属（ただし、警察署及び企業会計を除く）

**特別検査**

**総合検査**

**臨時検査**

* 会計事務において重大な事案が発生したときに行う。（内外からの通報への対応含む）

**５　調査内容**

・**会計事務に関する質疑応答（検査時研修）**

・支出及び収入手続きの妥当性の確認、是正指導

・所属長の自己検査の実施状況確認　等

**２　対象所属** ； **４１８所属**

（知事部局等160、学校190、警察68）

**３　頻度等** ； 概ね2年度に１回実施

**４　手　法**；事前通知

* **不適正会計等において、財務会計制度への理解不足・不習熟が一因となったものが見受けられたことなどを踏まえ、これまでの取組みを継承し、会計制度の周知徹底・現場指導に重点を置いた検査を実施する。**

**１　役　割** ； ①　会計制度の周知徹底、現場指導

②　不適切な会計処理に対するチェック・牽制

**会計実地検査《指導重点型；従来型》**

＜検査指導１・２グループの果たす役割＞平成16年度から全所属を対象として、制度やシステムの定着を図り、適正な会計事務執行が図られるよう、指導に重きをおいた会計実地検査を実施してきたが、今回の不適正会計問題を受けて、職員の倫理意識の向上とともに、さらなる会計事務レベルの向上や詳細にわたる情報発信・情報の共有化を図ることが重要であることから、よりきめ細やかな指導を行うことにより府全体の適正な会計事務の確保に努める。

参考；会計実地検査全体の実施率；５６％